

【死亡届】を届出されたご遺族の方へ

ご親族のご不幸を悼み、謹んでお悔やみ申しあげます。

死亡に伴うお手続きは、本紙中面を参考に、各担当課で行うか、下記「おくやみ窓口」をご利用ください。

各担当課で必要な持ち物の他に、来庁された方の本人確認を実施しておりますので、身分証明書をお持ちください。

なお、手続き先が不明な場合は、市民課①番または⑥番窓口でサポート(案内)しますので、お声がけください。

おくやみ窓口のご案内

ご遺族さまのご負担を少しでも減らすため、亡くなられた方に関するお手続きを一箇所でご案内する「おくやみ窓口」を設置しています。

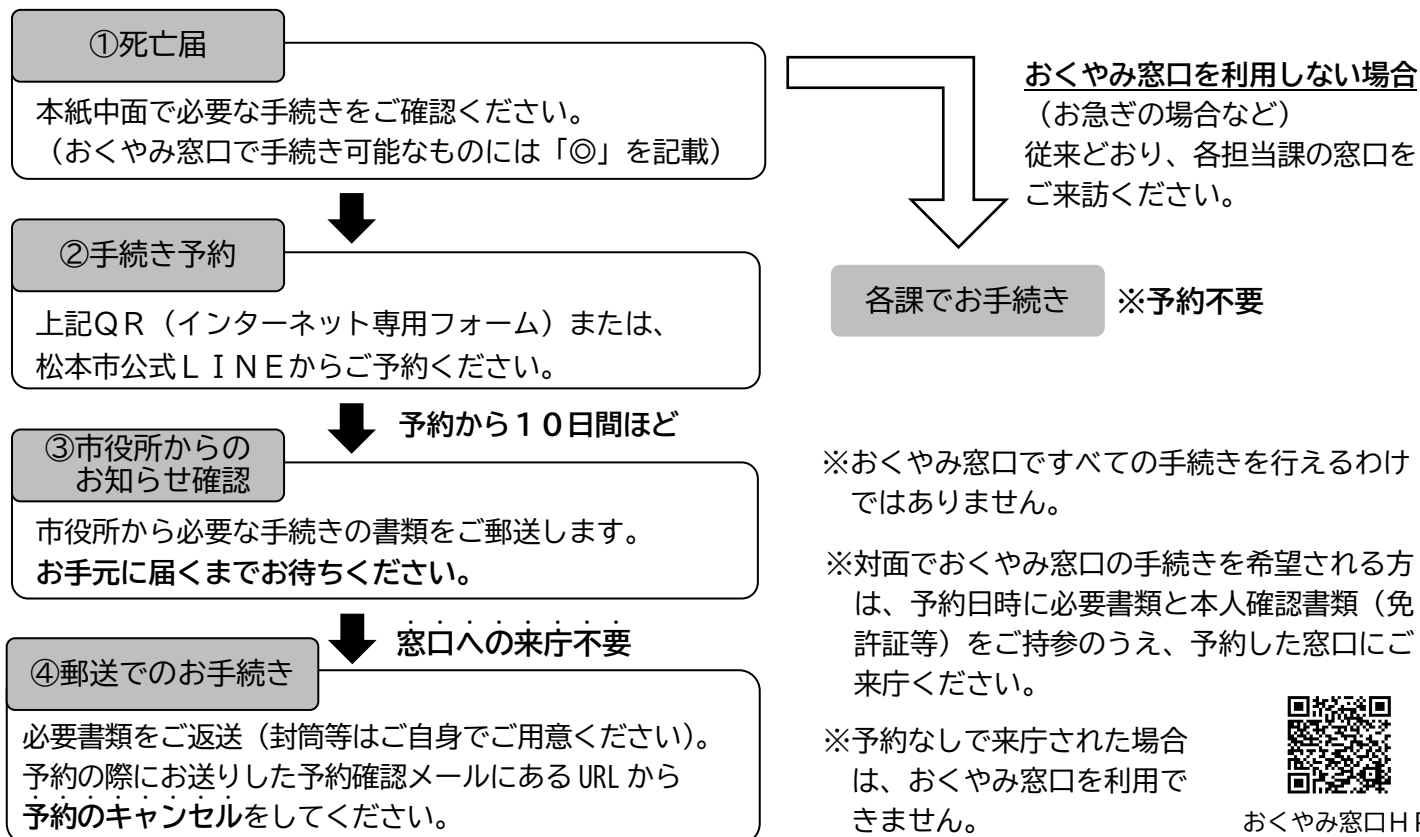
- ご利用には、予約が必要です。
- 予約から10日間ほどで、必要な手続きの書類を発送します。
- 書類を郵送提出すれば、窓口への来庁は不要です。



ご予約はこちら

対 象 者	松本市に住民登録があった方のご遺族	
利 用 方 法	インターネットによる事前予約制(予約は24時間受付)	
利用可能時間帯	1日6枠 (平日のみ)	午前9時～、午前10時～、午前11時～、 午後1時30分～、午後2時30分～、午後3時30分～
場 所	松本市役所東庁舎1階1番窓口(市民課年金窓口横)	
オンライン窓口	設置場所:波田支所1階、四賀支所1階、島内出張所、笹賀出張所	

利用の流れ



「◎」はおくやみ窓口で手続き可能なもの、「※」は場合によっては担当課で手続きになるもの

松本市役所でのお手続き			
場所	亡くなられた方	担 当 課	・手続き内容 ☆持ち物
松本市役所 東庁舎 1階	◎ □年金受給者 国民年金被保険者	市民課 年金担当①番窓口 直通 34-3218	・受給権者死亡届 ・年金請求手続き(未支給年金、遺族基礎年金、死亡一時金、寡婦年金について納付状況等に応じてご案内) 亡くなられた方…☆年金証書、年金手帳、振込通知書など 請求者…☆預金通帳☆個人番号(通知)カード ※戸籍等の書類もご用意いただきます。手続きにより必要書類が異なるため、詳しくは年金担当でご案内します。
	◎ □印鑑登録をされている方	⑥番窓口 直通 34-3490	死亡届により自動的に抹消されます。 ※印鑑登録証はハサミを入れて廃棄してください。
	◎ □マイナンバーカードをお持ちの方	⑥番窓口 直通 31-3567	死亡届により自動的に廃止されます。 ※死亡後の手続きで必要になることがあるため、諸手続きが終わるまで保管し、不要になったらハサミを入れて破棄してください。
	◎ □右の手帳等をお持ちの方	障がい福祉課 ⑬番窓口 直通 34-3212	・手帳等返還(必要な方は返還前にコピーをお取りください。) ☆身体障害者手帳☆療育手帳☆精神障害者保健福祉手帳☆自立支援医療受給者証 ・乗車パス券返還 ☆松本市障害者福祉100円バス乗車パス券
	◎ □特別障害手当 福祉手当受給者	*乳幼児・児童・母子・父子・20歳未満の障がい者の方は「こども福祉課⑨番窓口」へ	・資格喪失届 障がい福祉課でご案内します。
	◎ □福祉医療費受給者		・福祉医療費受給者証返還・振込口座変更手続き ☆福祉医療費受給者証 ☆振込先通帳
	◎ □障害者(児)タクシー利用料金 助成回数乗車券をお持ちの方		・資格喪失届・タクシー券返還 ☆タクシー利用料金助成回数乗車券
	□児童手当・児童扶養手当 特別児童扶養手当 障害児福祉手当受給者	こども福祉課 ⑨番窓口 直通 33-9855	・資格消滅届、場合によっては別途新規申請
	□配偶者が亡くなられたこと により、ひとりで子を養育する		・支援の該当になる場合の手続
	□小児慢性特定疾病受給者		・受給者証返納届 ☆小児慢性特定疾病医療受給者証
	□18歳未満の子がおり、交通事故 及び災害で亡くなられた方		・福祉金支給 ☆事故証明書 ☆戸籍謄本 (その他は、こども福祉課でご案内します。)
東庁舎 2階	◎ □国民健康保険被保険者	保険課 保険給付担当 国保直通 34-3203 後期直通 34-3216	・葬祭費支給申請・資格確認書等返還 ☆亡くなられた方の資格確認書等 ☆振込先口座番号がわかるもの☆印鑑(※申請者以外へ振込みの場合)
	◎ □後期高齢者医療被保険者 (75歳以上の方)	*支所・出張所手続き可	・相続人手続き(誓約書兼振込口座届) ☆振込先口座番号がわかるもの
	□国民健康保険被保険者 介護保険被保険者 後期高齢者医療被保険者	保険税担当 直通 34-3215	・今後の保険料(税)についてのご案内 保険課保険税担当でご案内します。

松本市役所でのお手続き				
場所		亡くなられた方	担 当 課	・手続き内容 ☆持ち物
東庁舎4階	◎	□松本市営霊園名義人	環境保全課 直通 34-3043	・霊園使用権承継手続き ☆霊園使用許可証 ☆戸籍謄本 ☆住民票抄本(交付日から三か月以内のもの) ※続柄により必要書類が異なるため、お問い合わせください。
本庁舎北別棟1階	◎	□要介護認定を受けていて、 高額介護サービス費の給付のある方	高齢福祉課 直通 34-3213	・振込口座変更手続き ☆印鑑(※申請者以外へ振込みの場合) ☆振込口座番号がわかる通帳など
	◎	□高齢者福祉100円バス 乗車パス券をお持ちの方	直通 34-3492	・高齢者福祉100円バス乗車パス券返還 ☆松本市福祉100円バス上高地線電車乗車パス券
	◎	□高齢者福祉入浴券をお持ちの方		・福祉入浴券の返還
本庁舎2階	◎	□固定資産税納税者	資産税課 直通 34-3312	・相続人代表者指定手続き 手続き内容、持ち物については、市民税課または 資産税課へお問い合わせください。
	◎	□市県民税納税者 □軽自動車税納税者	市民税課	
		□原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車 名義人	直通 34-3232	・名義変更等 必要書類についてはお問い合わせください。
本庁舎5階	※	□市税納税者	納税課 直通 33-4886	・収納状況の確認等 ☆納税通知書
		□農地所有者	農業委員会事務局 直通 34-3226	・農地取得の届出 事前に農業委員会事務局へお問い合わせください。
梓川支所1階		□森林(保安林を含む)の土地 の所有者	森林環境課 直通 78-3003	・森林取得の届出 ☆登記事項証明書等(所有権の移転を証明する書面) ☆土地の位置を示す地図 ※森林の場所によって届出が不要場合がありますので、事前に森林環境課へお問い合わせください。
県松本合同庁舎1階	◎	□特定医療費(指定難病)受給者 □ウイルス肝炎医療費受給者	保健予防課 (松本市保健所) 直通 40-0701	・特定医療費受給者証の返還手続き ・ウイルス肝炎医療費受給者証の返納手続き ☆各返還・返納届、各受給者証
		□犬の所有者 30日以内に届出が必要です。	食品・生活衛生課 (松本市保健所) ※環境保全課(東庁舎4階)、5支所(四賀、安曇、 奈川、梓川、波田)でも手 続きができます。	【手続き】犬の所有者の変更届(無料) 必要書類については事前にお問合せください。新規登 録手続きとなる場合は、3,000 円の手数料が必要で す。
上下水道局		□上下水道使用者	水道料金センター 直通 48-6810 FAX 48-6815	・閉栓届、使用者変更・所有者変更等 閉栓手続きはこちら→ 上下水道局内水道料金センターへご連絡ください。 ※ご連絡がない場合、ご使用がなくても準備料金 (基本料金)が発生します。



松本市役所以外でのお手続き

亡くなられた方	担当課 問い合わせ先	・手続き内容 ☆持ち物
☐ 在留カード所持者 特別永住者証明書所持者 外国人登録証明書所持者	東京出入国在留管理局 長野出張所 電話 026-232-3317 FAX026-232-3422	・在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書返還 14 日以内に在留管理局へ郵送等でお返してください。 詳しくは在留管理局へお問い合わせください。
☐ 土地・家屋の所有者	長野地方法務局 松本支局 直通 32-2567	・相続に伴う所有権移転登記等の申請 詳しくは長野地方法務局松本支局へお問い合わせください。
令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化されました。		
☐ 軽自動車名義人	軽自動車検査協会 長野事務所松本支所 電話 050-3816-1855	・名義変更等 必要書類についてはお問い合わせください。
☐ 普通自動車・バイク(125cc超) 名義人	松本自動車検査登録事務所 電話 050-5540-2043	・名義変更等 必要書類についてはお問い合わせください。

松本市役所案内図

